

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.5 No.357

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・改正!! 所得拡大促進税制について
- ・「相続人申告登記」制度の新設へ
- ・クラウドファンディング

[今月のトピックス]

- ・今月のブックマーク
- ・月次支援金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

・改正!! 所得拡大促進税制について

令和3年税制改正で見直されたポイント

所得拡大促進税制とは、賃上げをした企業に対する税の優遇制度です。企業で働く従業員の給与水準を引き上げることで「個人所得の拡大促進」を図り、経済成長へとつなげていくために創設されました。青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで、前年度よりも給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部が法人税(個人事業主は所得税)から税額控除されることになり、節税のインパクトは大きいといえます。

この所得拡大促進税制は期間限定の制度です。令和3年3月31日までに開始される事業年度において適用される制度でしたが、「ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生」の減免措置等の観点から、令和3年税制改正において、2年間の延長(令和5年3月31日)と適用要件の見直しが行われました。

適用の要件

雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していること。

上記の要件を満たすと、国内雇用者(注1)に支払った給与等の総額(注2)の内、前事業年度から増加した金額の15%が税額控除されます。ただし、控除額は法人税の20%が上限となっています。

(注1)国内に所在する法人又は個人事業主の使用人のこと。パートやアルバイト、日雇い労働者も含みます。役員や使用人兼務役員、役員の特典関係者(=親族等)、個人事業主の特典関係者は含まれません。

(注2)雇用者給与等支給額のこと。適用事業年度の「全ての国内雇用者」に対する給与、賞与等の総額です(退職金など給与所得にならないものは除く)。

中小企業向け、「所得拡大促進税制」の見直し

中小企業の「所得拡大促進税制」に係る改正後の適用要件等は、【表】の通りとなりました。これまでの「継続雇用者給与等支給額」ではなく「雇用者給与等支給額」の増加割合によって適用要件が判定されます。

また、上乘せ要件について、現行では「継続雇用者給与等支給額」の対前年度増加割合が2.5%以上とされていますが、これを「雇用者給与等支給額」に見直されることとなりました。現行制度の「継続雇用者」の抽出が不要となり、簡素化されました。

「継続雇用者」とは、前期と当期の両事業年度、24ヵ月間全ての月に在籍している人のことで、途中入社や途中退社した人は除きます。期間中ずっと在籍していた人＝「継続雇用者」の給与が1.5%以上増加していれば要件クリアということになり、制度の適用上ネックとなっていました(注3)。

(注3)具体的には以下の3条件全てを満たす従業員が「継続雇用者」と認定されます。

- 前事業年度および適用事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者
- 前事業年度および適用事業年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である者
- 前事業年度および適用事業年度の全て又は一部の期間において高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者

【表】中小企業向け、所得拡大促進税制の改正点

	改正前	改正後
賃上げ要件	当期の雇用者給与等支給額 前期の雇用者給与等支給額	改正変更なし
賃上げ要件 (継続雇用者)	当期の継続雇用者給与等支給額 前期 の継続雇用者給与等支給額 × 101.5%	廃止
賃上げ要件 (雇用者給与等)		当期の雇用者給与等支給額 前期の 雇用者給与等支給額 × 101.5%
税額控除割合	雇用者給与等支給額の当期増加額 × 税 額控除割合 15%	改正変更なし
上乘せ要件(教育訓練費) 要件を満たせば控除割合を 25%に上乘せ	継続雇用者給与等の前期比増加割合 2.5%以上 かつ 当期教育訓練費 前期教育訓練費 × 110%など	雇用者給与等の前期費増加割合 2.5%以上 かつ 当期教育訓練費 前期教育訓練費 × 110%など
雇用調整助成金等 の取扱い	適用要件の判定...給与等から控除 して判定を行う 税額控除の計算...給与等から控除 して計算を行う	適用要件の判定...給与等から控除せ ず判定を行う 税額控除の計算...給与等から控除し て判定を行う

このほか、今改正では適用要件の判定及び控除税額の計算に使用される給与等の支給額から控除される「他の者から支払を受ける金額」の内容について、範囲の明確化(雇用調整助成金等)がされ、次の見直しが行われました。

- ・賃上げ要件を判定する場合には、雇用調整助成金等を給与等支給額から控除しないこととする。
- ・税額計算で使用する「雇用者給与等支給増加額」は、雇用調整助成金等を控除して計算した金額を上限とする。

令和3年4月1日以降の所得拡大促進税制は、実務的に非常に楽な制度となりました。この改正内容は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主は令和4年から令和5年までの各年)については、令和3年度税制改正後の制度が適用されます。

「相続人申告登記」制度の新設へ

未登記の不動産、放置しておく...

かねてより問題にはなっていたのですが、相続などをきっかけに生じてしまう所有者不明土地について登記を促す内容を含んだ民法・不動産登記法の改正案が2021年2月に法制審議会に答申され、3月には閣議決定され国会での審議に回されました。このままいけば2023年度から施行される見通しです。

ところで、所有者不明の土地が増加傾向にあるのは理解していても、何が問題なのかピンとこない方が少なくないようです。そこでこの所有者不明土地について、問題点に触れながら今回の法改正の内容について解説していきたいと思います。

所有者不明土地の問題点について

所有者不明土地とは文字通りの意味に解釈していただいて差し支えありません。要するに登記などの情報から所有者が判明しない土地のことを言います。現在、国内には九州全土の面積に相当する所有者不明土地があるといわれています。

その土地の所有者が判明しないことで起きる問題として以下のことが考えられます。

- A 固定資産税を徴収できない。
- B 売買や抵当権の設定などの取引に支障が出る。
- C 再開発に支障が出る。

今回の法改正にあたり、特に声高に叫ばれていたのがCの問題です。ここ数年、地震・台風・局地的な豪雨など壊滅的な被害を受ける箇所が多くなってきている中、いざ復興のために再開発を行おうとしても所有者不明土地の存在が足かせとなり、復興が遅れてしまう可能性が懸念されています。また、固定資産税の徴収問題や土地取引への影響など、経済活動へのマイナス面も無視することはできません。

なぜ所有者不明土地が生じてしまうのか？

では、なぜ所有者が判明しないこのような所有者不明土地が増えてしまうのでしょうか？大きく分けると2つの原因に帰着すると考えられます。

1つは相続時にその土地についての相続登記を行わないことが挙げられます。確かに登記には手間とコストがかかるのですが、現状強制ではないので相続による取得者が登記しないまま放置してしまうケースが多々見られるようです。一度でも未登記のまま放置されてしまうと、代替わりが起こっていても表面化しなくなってしまいます。

もう1つは相続登記が行われていても、その相続人に住所変更等があった場合の変更登記が行われないことです。これも現状強制ではないので不動産登記まで気が回らず、結果として放置されている格好になってしまっているものです。

法改正案の内容について

ここまで検討してきたとおり現状の制度では所有者不明土地を減少させることは困難であるとの考えから、以下の通りに制度を改めることが検討されています。

1. 相続登記の義務化

相続で不動産取得を知った日から3年以内に手続きを登記・名義変更をしないと10万円以下の過料の対象となります（相続人が遺言で財産を譲り受けた場合も同様）。

また、遺産分割協議がまとまらず速やかに相続登記ができないときは、民法で定める法定相続人が法定相続分で登記を行うことにより一旦この義務を免れることができますが、その場合でものちに遺産分割協議がまとまり取得者が確定した時点で遺産分割により取得した相続人はその名義変更登記を行う必要があります。この遺産分割による名義変更登記においても、遺産分割の日から3年以内に登記をすることが義務づけられます。

2. 住所変更登記の義務化

所有者の氏名・住所等について変更があったときは、その変更があった日から2年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければなりません。これに違反すると5万円以下の過料の対象となります。

3. 「相続人申告登記」(現時点では仮称です)制度の新設

内容によっては、遺産分割協議による相続人間の合意形成がなかなかまとまらない場合もあります。その場合、相続登記義務を免れるために遺産分割がまとまるまで法定相続分での登記手続きを行うことには手間とコストがかかります。

そこで、遺産分割がまとまらず速やかに相続登記ができない場合には相続人であることの申告をすれば相続登記をする義務は免れる制度(「相続人申告登記」制度)が設けられることになっています。ただし、この「相続人申告登記」は相続登記そのものではなく、あくまで登記簿上の所有者が亡くなったことを示す登記手続きに過ぎません。後日、遺産分割協議が成立し不動産を相続する相続人が決まった場合には上記で述べたように遺産分割の日から3年以内にその名義変更登記を行う必要があります。

この法改正により所有者不明土地問題については一定の効果があるものと思われます。

法の施行までにはまだ少し時間があるようですが、これを機にお持ちの不動産の登記内容を確認してみたいかがでしょうか？

. クラウドファンディング

仕組みについてー

クラウドファンディング(Crowdfunding)とは

クラウド(群衆)ファンディング(資金調達)をくっつけた造語です。

インターネットのサイトでやりたいことを発表し、賛同してくれた人から広く資金を集める仕組みです。ネット上でのコミュニケーションや決済が一般的になったことが、普及するきっかけとなりました。クラウドファンディングは2000年代後半から米国で盛んになり、日本では2011年の東日本大震災が契機となりました。支援したお金がどのように使われるのかが分かること、少ない額から気軽に支援できることなどが、被災地の復興支援に必要な資金を集めるために大きな役割を果たし、注目されるようになりました。この仕組みには「購入型」「寄付型」「投資型」と3つのタイプに大別されます。新しいテクノロジーを使った商品開発、映画・CDの制作や本の出版、アーティストへのメッセージ広告、スポーツ選手・団体の応援、地域の町おこし、小児医療やがん患者への支援など、様々な分野で活用されています。

3つのタイプ

1.「購入型」

物品や権利を購入することで、プロジェクトを支えるやり方です。例えば、あるアーティストの作品を購入することで、その人の活動のサポートをしたり、地場産業の再興を支援する目的で、その製品を購入したりなどが挙げられます。

2.「寄付型」

他のタイプとは異なりリターンを求めないという特徴があります。

従来の募金や寄付と大きく異なるのは、インターネットなどを介して、プロジェクトの進捗状況を報告することで、資金の使途が分かりやすく、透明性があるといった点です。

3.「投資型」

出資者が利子や配当という形で一定のリターンを受け取るやり方です。日本では、普及のため規制を緩和する金融商品取引法などの改正案が2014年に成立しました。しかし、前出の2タイプより法規制の関係でハードルが高いのが難点です。

メリット・デメリット

1.メリット

(1)深く自省の高い事業でも資金調達の可能性がある

従来は金融機関やベンチャーキャピタルからの出資を得るのが難しかった不確実な新規事業でも、支援者の賛同があれば資金調達し、ビジネスをスタートさせることができます。

(2)現金以外からもリターンを設定できる

金融機関やベンチャーキャピタルからの融資は、返済を前提としています。一方、購入型クラウドファンディングならばリターンをモノやサービス、権利といった金銭以外の特典にすることができます。また、寄付型クラウドファンディングであれば、リターンを設定しなくても問題ありません。

(3)完全成功報酬

クラウドファンディングサービスを提供している会社のサービス形態は、原則的に完全成功報酬制です。サイトを利用してプロジェクトを公開し、出資を募る段階では一切料金は発生しません。

2.デメリット

(1)資金が集まるとは限らない

金融機関による融資は、だいたい1か月ほどで実行されますが、クラウドファンディングの場合、目標額に達することができない可能性もあります。

(2)アイデアが他人や他社に盗用される可能性がある

自社や個人で温めていた商品やサービスを広く公開することによって出資を募る資金調達方法です。そのため、アイデアが他人や他社に盗用されてしまうリスクがあります。

(3)企画が頓挫した時のリスクがある

クラウドファンディングで目標達成し、企画が進行したとしても、途中で頓挫する可能性があります。その場合約束不履行として、信用を落とすこともあります。

新たな資金調達手段として注目されていますが、仕組みやメリット・デメリットをよく理解したうえで行うことが肝要です。また、多くのプラットフォームがあり、特徴を理解した上で最適なプラットフォームを選ぶ必要があります。



今月のブックマーク

近年、インターネットでのビジネスが盛んです。その際プラットフォームを利用することがほとんどです。法整備が追いついておらずトラブルに見舞われることもしばしばあるようです。そこで経済産業省では、そういった相談ができる窓口を無料で公開しております。現在トラブル中、あるいはこれから進出しようとする事業者の方は利用してみてください。

「経済産業省 デジタルプラットフォーム相談窓口」

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/business.html

月次支援金のお知らせ

2021年4月以降に緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置が発令されたことを受け、飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「月次支援金」が給付されます。

- 対象者：・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
 ・2019年比又は2020年比で、2021年の対象月の売上が50%以上減少していること。

給付額：2020年又は2019年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上
 上限：中小法人等20万円 個人事業者10万円

申請受付期間：現在スケジュール未発表

一時支援金を登録確認機関で確認していれば月次支援金での確認は不要です。

一時支援金は登録確認機関での確認が必要です。 **TFG**は登録確認機関です。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

TFG

起業・革新・ベンチャー支援・・・ **T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清